

平成 25 年度第 8 回人事委員会定例会会議結果

- 1 開催日時 平成 25 年 6 月 24 日 (月) 午前 10 時 00 分
- 2 開催場所 委員室
- 3 出席者 委員長 熊谷 隆司
委員 伊藤 方子
委員 飛澤 重嘉

事務局長 佐藤 義昭
総括課長 花山 智行
- 4 議題
 - (1) 会議の公開・非公開の決定
会議の冒頭、全て公開とする旨決定
 - (2) 議題
議案第 1 号 条例案に対する意見について (公開)
報告事項 1 第 121 回全国人事委員会連合会総会の概要について (公開)
- 5 審議の状況 (結果)
 - (1) 公開とした会議
〔議案第 1 号〕 資料はこちら
平成 25 年 6 月県議会定例会に提出される条例案に対して、県議会から地方公務員法第 5 条第 2 項に基づき求められた意見の回答について、決定した。

〔報告事項 1〕
第 121 回全国人事委員会連合会総会の概要について、報告があった。
- 6 傍聴人 なし

岩手県人事委員会議についての問い合わせ

岩手県盛岡市内丸 1 0 番 1 号 岩手県人事委員会事務局職員課

電話 019-629-6236

F A X 019-629-6239

メール DD0002@pref.iwate.jp

議案第 1 号

条例案に対する意見について

平成25年 6 月24日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

1 趣旨

平成25年 6 月岩手県議会定例会に提出される次に掲げる条例案について、岩手県議会から地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づき意見を求められたので、別紙のとおり回答しようとするものである。

2 意見を求められた条例案

- (1) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(議案第 2 号)
- (2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(議案第 3 号)
- (3) 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(議案第 4 号)
- (4) 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(議案第 5 号)
- (5) 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(議案第 17 号)

人委職第 号
平成25年6月 日

岩手県議会議長 佐々木 博 様

岩手県人事委員会
委員長 熊谷 隆司

条例案に対する意見について（回答）

平成25年6月24日付け議第55号により意見を求められた条例案に対する意見については、下記のとおりです。

記

- 1 「議案第2号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第3号 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第5号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」について

議案第2号から議案第5号までの条例案による給料月額等を減額する措置につきましては、東日本大震災を契機とした国からの要請や地方交付税等の減額をはじめ、諸般の情勢に鑑み、このような特例的な措置によらざるを得なかったものと考えます。

しかしながら、本来、職員の給与は地方公務員法に定められた給与決定の諸原則に基づいて決定されるべきものであり、地方交付税等を国の政策目的達成のための手段として用いることは誠に遺憾であります。

本委員会としては、職員の士気等に及ぼす影響を憂慮するとともに、労働基本権制約の代償措置として行われる人事委員会勧告制度の趣旨とは異なるものであることから、早期に適正な運用がなされるよう望むものであります。

- 2 「議案第17号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について

議案第17号につきましては、適当なものと認められます。

平成25年6月県議会に提案される見込みの条例案について
(給料月額等減額)

H25.6.24 人事委員会事務局

1 検討の趣旨

平成25年6月県議会に提案される見込みの職員に関する条例案について、県議会から地方公務員法第5条第2項に基づき意見を求められたことから、検討を行うものである。

2 提出される条例案及び概要

条例の名称及び改正概要(詳細は別紙のとおり)

議案番号	条例名	条例案の主な内容	検討資料
議案第2号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	特定任期付職員の給料月額の減額 (平成25年7月～平成26年3月)	別紙1
議案第3号	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	任期付研究員の給料月額の減額 (平成25年7月～平成26年3月)	別紙2
議案第4号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	職員の給料月額の減額 (平成25年7月～平成26年3月)	別紙3
議案第5号	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	市町村立学校職員の給料月額の減額 (平成25年7月～平成26年3月)	別紙4

地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)

(人事委員会及び公平委員会並びに職員に関する条例の制定)

第五条 地方公共団体は、法律に特別の定がある場合を除く外、この法律に定める根本基準に従い、条例で、人事委員会又は公平委員会の設置、職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について必要な規定を定めるものとする。但し、その条例は、この法律の精神に反するものであつてはならない。

2 第七条第一項又は第二項の規定により人事委員会を置く地方公共団体においては、前項の条例を制定し、又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において、人事委員会の意見を聞かなければならない。

3 今回の給与減額における特徴

- ・過去に例のない大幅な引下げ幅であること（全職員を対象）。

【本県の状況】

	5月16日提示	6月10日（終結）
措置期間	H25.7～H26.3（9か月間）	
本給（給料月額）	総括課長級以上・・・ 9.4% 主査級以上・・・ 7.4% 一般級・・・ 4.4%	平均 7.1%
期末・勤勉手当	一律 9.77%	
特別調整額	副部長級以上・・・ 15% 総括課長級・・・ 10%	
その他手当	はね返り〔有〕	はね返り〔無〕

対象手当

地域手当、特殊勤務手当、特地勤務手当等、へき地手当等、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当

【職員団体との交渉経過】

5月16日（木）当局	措置案を提案
5月21日（火）職員団体	提案の撤回を求める
5月24日（金）職員団体	提案の撤回を求める
5月30日（木）当局	提案内容の再考を約束
6月6日（木）当局	譲歩案を提案
6月10日（月）職員団体	提案を受け止めざるを得ない

- ・本県の財政事情を理由とするものではないこと（勧告に基づくものではない）。
- ・平成25年7月～平成26年3月までの9か月間の特別措置であること。
- ・他県も本県と同様の方向で措置される見込みであること（43道府県で検討中）。

4 東北各県の動向

	青森県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
措置期間	H25.7～H26.3	H25.7～H26.3			
本給減額率	課長級以上 9.71% 主査級以上 7.71% 一般級 4.71%	課長級以上 9.77% 主査級以上 7.77% 一般級 4.77%	} 未定	} 提示 } 予定	} 未定
期末・勤勉手当	一律 7.18%				
特別調整額	10.00%	10.00%			
その他手当	はね返り〔有〕				
終結日	6月3日	6月3日			

5 条例案意見

【意見案】

今回の給料月額等を減額する措置につきましては、東日本大震災を契機とした国からの要請や地方交付税等の減額をはじめ、諸般の情勢に鑑み、このような特例的な措置によらざるを得なかったものと考えます。

しかしながら、本来、職員の給与は地方公務員法に定められた給与決定の諸原則に基づいて決定されるべきものであり、地方交付税等を国の政策目的達成のための手段として用いることは誠に遺憾であります。

本委員会としては、職員の士気等に及ぼす影響を憂慮するとともに、労働基本権制約の代償措置として行われる人事委員会勧告制度の趣旨とは異なるものであることから、早期に適正な運用がなされるよう望むものであります。

【理由】

- ・ 本県の財政上の要因に直接基づかない措置であり、消極的に是認するものの、今回の国の手法が遺憾であることを指摘し、職員への影響と勧告制度の適正化を期待するもの。

6 参考

(1) 減額措置に対する本委員会の条例案意見

実施時期	減額措置の内容等		本委員会の意見
	減額内容	対象職員	
H14.4～ H15.3 【1年間】	給料の特別調整額	全職員 10.0%	「… 臨時、特例的な措置 と史料され、諸般の事情にかんがみ、 やむを得ないものと考えます。 」
H16.1～ H17.3 【1年3か月】	給料月額	部次長級 5.8% 課長級 3.8% その他の職員 1.8%	「…誠に残念ではありますが、財政状況等諸般の事情に鑑み行う 臨時的な措置 であり、 やむを得ないと考えます。 」
H17.4～ H18.3 【1年間】	給料の特別調整額	部長級 25% 副部長級 総括課長級 15%	「…給料の特別調整額及び管理職手当の一部を減額する措置については、条例に基づき人事委員会規則で定める額を減額して支給しようとするものでありますが、これは、 本県の財政事情等諸般の情勢に鑑み行う時限的な措置 でありますので、 やむを得ないものと考えます。 」
H18.4～ H19.3 【1年間】	給料の特別調整額	部長級 25% 副部長級 総括課長級 15%	「…給料の特別調整額及び管理職手当の一部を減額する措置につきましては、 本県の財政事情等諸般の情勢に鑑み行う時限的な措置 でありますので、 やむを得ないものと考えます。 」
H19.4～ H20.3 【1年間】	給料の特別調整額	部長級 25% 副部長級 総括課長級 15%	「…給料の特別調整額及び管理職手当の一部を減額する措置につきましては、 本県の財政事情等諸般の情勢に鑑み行う時限的な措置 でありますので、 やむを得ないものと考えます。 」
H20.4～ H23.3 【3年間】	給料月額	部長級 6% 副部長級 総括課長級 4% その他職員 2%	「本委員会が行った勧告のうち、給料表以外の改定の実施時期を平成20年4月とすることについては、人事委員会勧告が職員に対する労働基本権制約の代償措置として行われるべきも

	給料の特別調整額	部長級 副部長級 総括課長級	15% 10% 5%	のであることに鑑み、さきの勧告の趣旨は実施時期も含め最大限に尊重されるべきものと考えており、 誠に残念です。 「 <u>なお、財政状況等諸般の事情は理解しますが、給料月額等を減額する措置が職員の士気等に及ぼす影響について十分配慮されるとともに、今回の措置が早期に解消されるよう期待します。</u> 」
H23.4～ H24.3 【1年間】	給料の特別調整額	部長級 副部長級 総括課長級	25% 15%	「…給料の特別調整額及び管理職手当の一部を減額する措置につきましては、本県の財政事情等諸般の情勢に鑑み行う 特例的な措置 であり、 やむを得ないと考えますが、これまでの措置に引き続き実施されるものであり、残念です。 」
H24.4～ H25.3 【1年間】	給料の特別調整額	部長級 副部長級	25%	「…給料の特別調整額及び管理職手当の一部を減額する措置につきましては、本県の財政事情等諸般の情勢に鑑み行う 特例的な措置 であり、 やむを得ないと考えますが、これまでの措置に引き続き実施されるものであり、残念です。 」
H25.4～ H26.3 【1年間】	給料の特別調整額	部長級 副部長級 総括課長級	25% 15%	「…給料の特別調整額及び管理職手当を減額する措置につきましては、本県の財政事情等諸般の情勢に鑑み行う 特例的な措置 であり、 やむを得ないと考えますが、本委員会としては、早期に勧告に基づく給与水準が確保されることを望むものであります。 」

H16.1～H17.3における減額の背景

平成18年までに約1,723億円の**財源不足**が見込まれたことから取られた措置であり、この措置により147億円程度（人事委員会勧告による削減分を含む。）の削減が行われたもの。

なお、議案に記載された提案理由は、「諸般の情勢にかんがみ」というものであった。「諸般の情勢」とは、差し迫った本県の財政危機への対応のみならず、将来の自立した地域社会の形成を目指して策定された「岩手県行財政構造改革プログラム」の推進にあたり、住民に痛みを強いることも想定されたことから、県職員も**痛みを共有しつつ取り組む必要**があると判断されたものであった。

H20.4～H23.3における減額の背景

平成20年度から3年間の**財源不足額**が142億円から202億円と見込まれた危機的な財政状況を踏まえて行われたもの。前年度に競馬組合への多額の融資を行っており、主要3基金の残高が大きく減少していた。

なお、議案に記載された提案理由は、「諸般の情勢にかんがみ」というものであった。

7 国家公務員の給与減額措置に係る人事院の考え方

(1) 人事院総裁談話 (H23.6.3)

国家公務員の給与減額支給措置についての法案が閣議決定されたことを受けたもの

【抜粋】

今回の給与減額支給措置は、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、現行制度の下で「極めて異例の措置」として行うものとされていますが、労働基本権が制約された状況下において国家公務員法第 28 条の定める手続きによることなく、給与の減額支給措置を行おうとするものであります。また、法案の閣議決定に至る過程では、政府と職員団体との間で交渉が行われましたが、一部の職員団体との間で合意に至ったものの、反対を表明している職員団体があるほか、職員団体に属していない職員も多数おります。したがって、このような給与減額支給措置については、**遺憾と言わざるを得ません。**

なお、今回の給与減額支給措置は平成 25 年度末までの約 3 年間の措置とされていますが、国家公務員法第 28 条においては、人事院は、少なくとも年 1 回、国家公務員の給与について検証し、必要な報告・勧告を行うことが求められており、今回の給与減額支給措置が行われる間、**労働基本権制約の代償措置が本来の機能を果たさないことにならないかとの懸念があります。**

(2) 人事院勧告 (H23.9.30)

【抜粋】

第 4 給与減額措置に対する本院の考え方

[略]

国家公務員の給与については、国家公務員法第 28 条第 1 項において、国会が社会一般の情勢に適応するように随時変更することができることされるとともに、労働基本権制約の代償機関としての本院に対し、その変更に関して勧告をすることを怠ってはならないとされており、本院の勧告を踏まえて最終的に国会が決定する仕組みとなっている。

このような国家公務員法の体系の中で、国家公務員の給与減額支給措置を盛り込んだ法案が、本院の給与勧告を踏まえることなく、国会に提出されたことは**遺憾であると言わざるを得ない。**

[略]

今回の給与減額支給措置は、国家公務員の給与を平成 25 年度末までの 3 か年度にわたり一定率方式により減額することを内容としている。

他方、国家公務員法第 28 条第 2 項は、勤務条件法定主義の下、人事院に対して、少なくとも年 1 回報告を行い、必要な勧告を行うことを求めている。その趣旨は、国家公務員給与について、少なくとも年 1 回は、労働基本権制約の代償措置である本院の報告・勧告を踏まえ、国会及び内閣において検証される機会を与えようとするものといえる。

このような仕組みが設けられているにもかかわらず、この法案のように、3 か年度にわたり、本院の給与勧告を離れて、現行の給与水準よりも最大 10% 低い額を支給することを規定することには、国家公務員の給与を社会一般の情勢に適応させることとする国家公務員法の趣旨に照らし問題があると考えられる。

本院としては、上述のような観点から、この法案による給与減額支給措置が行われることにより、**労働基本権制約の代償措置が本来の機能を果たしていないこととならないか、強い懸念を持っている。**

国会におかれては、上記の点を含め、審議を尽くしていただきたい。

8 地方六団体等における地方公務員給与削減に対する意思表示等

(1) 全国市長会決議（平成25年6月5日）

国による地方公務員給与削減要請に対する決議

本来、条例により地方が自主的に決定すべき地方公務員給与について、国は、都市自治体がこれまで国に先駆けて行ってきた総人件費の削減等の行革努力を一顧だにせず、ラスパイレス指数の単年比較のみでその引下げを要請したことは、自治の本旨に悖るものであり、誠に遺憾である。

加えて、国が、地方固有の財源である地方交付税を地方公務員給与削減のための政策誘導手段として用いたことは、財政自主権を蔑ろにするものであり、到底容認できるものではない。

そもそもわが国内政は、国と地方が信頼し合い、連携して、それぞれの責務を担って国民・住民の安全・安心のための施策を実施する仕組みとなっている。

今回のように、地方公務員の給与削減が、わずか1回の「国と地方の協議の場」に提示されただけで、なんら議論もなされず実行されたことは、国と地方の信頼関係を大きく損なうものである。

衆参両院の総務委員会における地方交付税法の審議に際して、「地方公務員給与は各地方公共団体が地方公務員法の規定に基づき自らが決定するものであることを基本として対処すること」とした決議がなされたことは、国会の良識が示されたものであり、これを重く受け止めるべきである。

今後、国は、国・地方を通じる中長期の公務員の給与・定数のあり方や地方行財政のあり方等地方にかかわる重要な課題については、「国と地方の協議の場」における十分な議論を経て決定すべきことを強く求めるものである。

以上決議する。

(2) 地方6団体による地方公務員給与についての要請

（平成25年4月22日総務大臣あて）

地方公務員給与についての要請

平成25年度の地方公務員給与については、本年1月に貴職が要請された、7月からの給与引下げを前提とした改正地方交付税法が去る3月29日に成立したところである。

今回の措置は、東日本大震災に対処する必要性にかんがみ国家公務員の人件費の削減を行い、また、限られた時間の中で予算編成に取り組むなど、極めて特殊な状況の下で行われたとはいえ、地方固有の財源である地方交付税を給与引下げの要請手段として用いたと受けとめざるを得ず、地方のこれまでの人件費抑制の努力を考慮することなく、ラスパイレス指数の単年の比較のみに基づき、本来、条例により自主的に決定されるべき給与について引下げ要請が行われたことは、あってはならないことである。

また、「国と地方の協議の場」は一度しか開催されず、地方側と協議を尽くさないままこのような措置を国が決定したことは、過去に例を見ない異例な対応と言わざるを得ない。

我々としては、改正地方交付税法の成立を一つの契機に、今回の措置が東日本大震災を受けた例外的・時限的な措置であることを確認するとともに、こうした問題の対処に当たっては、国と地方の協議を十分経ることが必要であり、今後、地方公務員給与のあり方について検討の場を設け地方六団体と十分協議を行うことを、要請するものである。

(3) 地方6団体による平成25年度地方財政対策・地方公務員給与についての共同声明

(平成25年1月27日)

本日、平成25年度地方財政対策に関する閣僚間折衝が行われ、通常収支分の地方交付税について、出口ベースで17.1兆円を確保するとともに、地方の一般財源総額について、平成24年度と同水準となる59.8兆円を確保することが決定された。

1. 今回の決定においては、地方が強く訴えてきた一般財源総額確保の要請に応え、緊急防災・減災事業や地域の元気づくり事業の需要の積み上げが行われたこと、地方交付税の別枠加算が確保されたことなど、総務大臣をはじめ政府関係者の財源確保に向けての努力・工夫については受け止めるものである。しかしながら、今回の地方公務員給与の取扱いについては、以下に述べるような本質的な問題が内在しており、この点については極めて遺憾であると言わざるを得ない。

緊急経済対策や大胆な「15ヶ月予算」の円滑かつ迅速な実行により、地域経済の活性化に国と地方が協働して取り組もうとしている一方で、この10年あまりの国をはるかに上回る地方の行財政改革の努力を適切に評価することなく、国家公務員の給与減額支給措置に準じて地方公務員の給与の削減を求めるとともに、それを反映して地方交付税を削減したことは、財政力の弱い団体ほどその影響を大きく受けるものである。また、「地域経済の再生なくして、日本経済の再生なし」との国と地方の共通認識からも、極めて問題である。

2. そもそも地方公務員の給与は、公平・中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹に関わる問題である。ましてや、地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものであり、断じて行うべきではない。

我々地方六団体は、国と地方の信頼関係を重視する立場から、地方との十分な協議を経ないまま、地方公務員給与に係る地方交付税を一方的に削減する今回のような措置を二度と行わないよう、強く求める。本来、給与は地方公務員法により、個々の自治体の条例に基づき、自主的に決定されるものであり、その自主性を侵すことのないよう強く求める。

3. また、自公政権下において地方分権改革推進委員会から3.5万人の国家公務員の削減勧告がなされたことも踏まえ、国において早急かつ抜本的に地方並みの定数削減を断行すべきである。

その上で、公務員の総人件費や給与適正化のあり方については、国・地方を通じた中長期的な行財政改革の中で考えるべきであり、今後ラスパイレス指数のあり方を含め、給与と手当の総合的な比較を行い、早急に「国と地方の協議の場」等において十分協議することを求める。

(4) 地方6団体による国家公務員給与に係る臨時特例法についての共同声明

(平成24年2月29日)

本日、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性から、来年度から2年間、国家公務員給与を平均で7.8%削減する「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」が成立し、同法附則第12条では、「地方公務員の給与については、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとする。」とされた。

もとより地方の行政運営に関わる事項は、国が指示すべきものではなく、地方自らの判断に基づくものでなければならない。これまで地方は、地域の実情や厳しい財政状況等を踏まえ、独自の給与削減や定員削減を断行する等、国に先んじて行財政改革を実施してきたところであり、また、被災地へのきめ細かな職員派遣等の継続した支援に加え、全国的な防災・減災事業の財源を自ら確保する等の取り組みを行っている。

このため、地方交付税や義務教育費国庫負担金を減額するなど、国が地方に対し給与削減を実質的に強制することは、附則第12条の立法の経緯を踏まえれば、決してあってはならないものである。

地方は、地域主権改革の理念に則り、自らの判断に基づいた自主的な取り組みを通して、引き続き東日本大震災からの復旧・復興に取り組み、地方の責任を果たしていく。

別紙 1

1 条例案の内容

- (1) 条例の名称
一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（議案第2号）
- (2) 趣旨
諸般の情勢に鑑み、平成25年7月から平成26年3月までの間における特定任期付職員の給料月額を減額しようとするものである。

(3) 改正内容

項目	改正内容等	
給料月額の減額措置 (附則第6項関係)	給料月額 について、下記のとおり 減額措置を講ずる こと。	
	職 員	減額する割合
	特定任期付職員に適用する給料表の3号給以上の給料月額を受け取る職員	100分の9.4
	その他の職員	100分の7.4
	【実施期間】 平成25年7月から平成26年3月までの9ヵ月間	

- (4) 施行日（附則関係）
平成25年7月1日
- (5) その他
給料月額を基礎として算定する諸手当（期末・勤勉手当、退職手当等）へのはね返りはなし。

別紙 2

1 条例案の内容

(1) 条例の名称

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（議案第3号）

(2) 趣旨

諸般の情勢に鑑み、平成25年7月から平成26年3月までの間における一般職の任期付研究員の給料月額を減額しようとするものである。

(3) 改正内容

項目	改正内容等	
給料月額の減額措置 (附則第5項関係)	給料月額 について、下記のとおり 減額措置を講ずる こと。	
	職 員	減額する割合
	第1号任期付研究員に適用する給料表の3号給以上の給料月額を受ける職員	100分の9.4
	その他の職員	100分の7.4
	【実施期間】 平成25年7月から平成26年3月までの9ヵ月間	

(4) 施行日（附則関係）

平成25年7月1日

(5) その他

給料月額を基礎として算定する諸手当（期末・勤勉手当、退職手当等）へのはね返りはなし。

別紙 3

1 条例案の内容

(1) 条例の名称

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（議案第4号）

(2) 趣旨

諸般の情勢に鑑み、平成25年7月から平成26年3月までの間における一般職の職員の給料月額及び管理又は監督の地位にある職員に支給されるべき給料の特別調整額を減額しようとするものである。

(3) 改正内容

項目	改正内容等	
給料月額の減額措置 (附則第27項関係)	給料月額 について、下記のとおり 減額措置を講ずる こと。	
	職 員	減額する割合
	本庁総括課長級以上の職にある職員(行政職6級以上相当)	100分の9.4
	主任級以上の職にある職員(行政職3～5級相当)	100分の7.4
	その他の職にある職員(行政職1・2級相当)	100分の4.4
【実施期間】 平成25年7月から平成26年3月までの9ヵ月間		
給料の特別調整額の減額措置 (附則第28項関係)	給料の特別調整額 について、下記のとおり 減額措置を講ずる こと。	
	職 員	減額する割合
	本庁副部長級以上の職にある職員(行政職8級以上相当)	100分の15
	本庁総括課長級以上の職にある職員(行政職6・7級相当)	100分の10
【実施期間】 平成25年7月から平成26年3月までの9ヵ月間		

(4) 施行日(附則関係)

平成25年7月1日

(5) その他

給料月額を基礎として算定する諸手当(期末・勤勉手当、退職手当等)へのはね返りはなし。

別紙 4

1 条例案の内容

(1) 条例の名称

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（議案第5号）

(2) 趣旨

諸般の情勢に鑑み、平成25年7月から平成26年3月までの間における市町村立学校職員の給料月額及び管理又は監督の地位にある職員に支給されるべき管理職手当を減額しようとするものである。

(3) 改正内容

項目	改正内容等	
給料月額の減額措置 (附則第29項関係)	給料月額 について、下記のとおり 減額措置を講ずる こと。	
	職 員	減額する割合
	教育職給料表のうち職務の級が4級である職員	100分の9.4
	教育職給料表のうち職務の級が特2級又は3級である職員	100分の7.4
	その他の職員	100分の4.4
【実施期間】 平成25年7月から平成26年3月までの9ヵ月間		
管理職手当の減額措置 (附則第30項関係)	管理職手当 について、下記のとおり 減額措置を講ずる こと。	
	職 員	減額する割合
	教育職給料表のうち職務の級が4級であるもののうち期末手当・勤勉手当に係る職務加算割合について20%加算の適用を受ける職員 〔地域の中心校のうち、より校長の職務が特に困難であると認められる学校で人事委員会承認を得て定める校長。〕	100分の15
	その他の校長	100分の10
【実施期間】 平成25年7月から平成26年3月までの9ヵ月間		

(4) 施行日（附則関係）

平成25年7月1日

(5) その他

給料月額を基礎として算定する諸手当（期末・勤勉手当、退職手当等）へのはね返りはなし。

平成25年6月県議会に提案される見込みの条例案について

(新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当)

H25.6.24 人事委員会事務局

1 検討の趣旨

平成25年6月県議会に提案される見込みの職員に関する条例案について、県議会から地方公務員法第5条第2項に基づき意見を求められたことから、検討を行うものである。

2 提出される条例案及び概要

条例の名称及び改正概要(詳細は別紙のとおり)

議案番号	条例名	条例案の主な内容	検討資料
議案第17号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の新設	別紙5

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)

(人事委員会及び公平委員会並びに職員に関する条例の制定)

第五条 地方公共団体は、法律に特別の定がある場合を除く外、この法律に定める根本基準に従い、条例で、人事委員会又は公平委員会の設置、職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について必要な規定を定めるものとする。但し、その条例は、この法律の精神に反するものであつてはならない。

2 第七条第一項又は第二項の規定により人事委員会を置く地方公共団体においては、前項の条例を制定し、又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において、人事委員会の意見を聞かなければならない。

別紙 5

1 条例案の内容

(1) 条例の名称

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（議案第17号）

(2) 趣旨

新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を新設しようとするものである。

(3) 改正内容

新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の新設（第3条、第41条の6、第41条の7、第41条の8関係）

ア 支給対象職員

新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため国又は他の地方公共団体等から派遣された職員で、住所又は居所を離れて岩手県の区域に滞在することを要する職員

イ 支給額

日額6,620円の範囲内（災害派遣手当と同額）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成25年4月13日施行）

（職員の身分取扱い）

第44条 災害対策基本法第32条の規定は、前条の規定により新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員の身分取扱いについて準用する。この場合において、同法第32条第1項中「災害派遣手当」とあるのは、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」と読み替えるものとする。

(4) 施行日（附則関係）

公布の日から施行すること。

2 同様の先例

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）の施行に伴い「武力攻撃災害等派遣手当」を新設。

国民保護法施行：H16.9.17 本県措置：H17年2月議会で改正（H17.3.28公布日施行）

3 国・東北各県の動向

(1) 国は災害派遣手当がないため措置なし。

(2) 東北各県の状況

	青森県	秋田県	宮城県	山形県	福島県
条例改正時期	改正不要	改正済 5月議会	6月議会	6月議会	6月議会

4 条例案意見

適当なものと認めます。

【理由】新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の新設については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴うものであり、内容も法律等の趣旨に沿って規定されているものであること。

議 第 5 5 号

平成25年6月24日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司様

岩手県議会議長 佐々木

博



条例案に対する意見について

今期定例会に提出される下記議案について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 議案第2号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
議案第3号 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第5号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
議案第17号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

担当

議会事務局議事調査課

議事管理担当 藤澤

内線 6016



議案第2号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後						
<p>附 則 1～5 [略]</p>	<p>附 則 1～5 [略]</p> <p>6 平成25年7月から平成26年3月までの間における特定任期付職員の給料月額は、第7条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき定められる額から、当該額に次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、同条第4項に規定する特定任期付職員業務手当の額、給与条例第3条に規定する給与（給料を除く。）の額、給与条例第36条に規定する勤務1時間当たりの給与額、給与等条例第4条に規定する給与（給料を除く。）の額、給与等条例第27条の2第8項に規定する勤務1時間当たりの給与額及び職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第7条の規定に基づき定められる額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1053 134 1252 1086"> <thead> <tr> <th>職 員</th> <th>割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第7条第1項の給料表の3号給以上の給料月額を受ける職員</td> <td>100分の9.4</td> </tr> <tr> <td>前項に掲げる職員以外の職員</td> <td>100分の7.4</td> </tr> </tbody> </table>	職 員	割 合	第7条第1項の給料表の3号給以上の給料月額を受ける職員	100分の9.4	前項に掲げる職員以外の職員	100分の7.4
職 員	割 合						
第7条第1項の給料表の3号給以上の給料月額を受ける職員	100分の9.4						
前項に掲げる職員以外の職員	100分の7.4						
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>附 則 この条例は、平成25年7月1日から施行する。</p>							

平成25年6月25日提出

岩手県知事 達 増 拓 也

理由

諸般の情勢に鑑み、平成25年7月から平成26年3月までの間における特定任期付職員の給料月額を減額しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第3号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後						
<p>附 則 1～4 [略]</p>	<p>附 則 1～4 [略]</p> <p>5 平成25年7月から平成26年3月までの間における第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の給料月額を、第5条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき定められる額から、当該額に次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、同条第5項に規定する任期付研究員業績手当の額、給与条例第3条に規定する給与（給料を除く。）の額、給与条例第36条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第5条の規定に基づき定められる額とする。</p> <table border="1" data-bbox="997 197 1189 1086"> <thead> <tr> <th>職 員</th> <th>割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5条第1項の給料表の3号給以上の給料月額を受ける職員</td> <td>100分の9.4</td> </tr> <tr> <td>前項に掲げる職員以外の職員</td> <td>100分の7.4</td> </tr> </tbody> </table>	職 員	割 合	第5条第1項の給料表の3号給以上の給料月額を受ける職員	100分の9.4	前項に掲げる職員以外の職員	100分の7.4
職 員	割 合						
第5条第1項の給料表の3号給以上の給料月額を受ける職員	100分の9.4						
前項に掲げる職員以外の職員	100分の7.4						
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>附 則 この条例は、平成25年7月1日から施行する。 平成25年6月25日提出</p>							

岩手県知事 達 増 拓 也

理由

諸般の情勢に鑑み、平成25年7月から平成26年3月までの間における任期付研究員の給料月額を減額しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第4号

一 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 1～25 [略]</p> <p>26 特定管理職員で次の各号のいずれかに該当するものの平成25年4月から平成26年3月までの間に支給されるべき給料の特別調整額の月額は、第26条第1項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>附 則 1～25 [略]</p> <p>26 特定管理職員で次の各号のいずれかに該当するものの平成25年4月から同年6月までの間に支給されるべき給料の特別調整額の月額は、第26条第1項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
<p>27 平成25年7月から平成26年3月までの間における職員の給料月額（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第29号。以下この項において「平成18年改正給与条例」という。）附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）は、第5条から第6条の2まで及び平成18年改正給与条例附則第8項から第10項までの規定にかかわらず、これらの規定に基づき定められる額から、当該額に次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職員の区分に応じて同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第3条に規定する給与（給料を除く。）の額、第24条に規定する給料の調整額、第36条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する</p>	<p>27 平成25年7月から平成26年3月までの間における職員の給料月額（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第29号。以下この項において「平成18年改正給与条例」という。）附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）は、第5条から第6条の2まで及び平成18年改正給与条例附則第8項から第10項までの規定にかかわらず、これらの規定に基づき定められる額から、当該額に次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職員の区分に応じて同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第3条に規定する給与（給料を除く。）の額、第24条に規定する給料の調整額、第36条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する</p>

する特別措置に関する条例第3条に規定する教職調整額の算出の基礎となる給料月額（平成18年改正給与条例附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）については第5条から第6条の2まで及び平成18年改正給与条例附則第8項から第10項までの規定に基づき定められる額とし、職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については第5条から第6条の2まで（平成18年改正給与条例附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員で、職員の退職手当に関する条例附則第26項ただし書の規定が適用されるものにおいて、第5条から第6条の2まで及び平成18年改正給与条例附則第8項から第10項までの規定に基づき定められる額とする。

給料表	職員	割合
行政職給料表	(1) その職務の級が6級以上である職員（第5条第3項に規定する職員の職務の級の分類において6級にのみ分類される職務の職にある職員を除く。）	100分の9.4
	(2) その職務の級が3級から6級までである職員のうち(1)に掲げる職員以外の職員	100分の7.4
	(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員	100分の4.4
公安職給料表	(1) その職務の級が7級以上である職員	100分の9.4
	(2) その職務の級が4級から6級までである職員	100分の7.4
	(3) (1)及び(2)に掲げる職員	100分の4.4

	以外の職員	
教育職給料表(1) 教育職給料表(2)	(1) その職務の級が4級である職員	100分の9.4
	(2) その職務の級が特2級又は3級である職員	100分の7.4
	(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員	100分の4.4
研究職給料表	(1) その職務の級が4級以上である職員(給料の特別調整額の支給を受ける職員に限る。)	100分の9.4
	(2) その職務の級が3級又は4級である職員のうち(1)に掲げる職員以外の職員	100分の7.4
	(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員	100分の4.4
医療職給料表(1)	(1) その職務の級が3級以上である職員(給料の特別調整額の支給を受ける職員に限り、第5条第3項に規定する職員の職務の級の分類において3級にのみ分類される職務の職にある職員を除く。)	100分の9.4
	(2) その職務の級が3級以上である職員のうち(1)に掲げる職員以外の職員	100分の7.4
	(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員	100分の4.4

<p>医療職給料表(2)</p>	<p>(1) その職務の級が6級以上である職員(第5条第3項に規定する職員の職務の級の分類において6級にのみ分類される職務の職にある職員を除く。)</p> <p>(2) その職務の級が4級から6級までである職員のうち(1)に掲げる職員以外の職員</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員</p>	<p>100分の9.4</p> <p>100分の7.4</p> <p>100分の4.4</p>
<p>医療職給料表(3)</p>	<p>(1) その職務の級が6級である職員のうち加算割合が100分の15である職員</p> <p>(2) その職務の級が4級から6級までである職員のうち(1)に掲げる職員以外の職員</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員</p>	<p>100分の9.4</p> <p>100分の7.4</p> <p>100分の4.4</p>

28 特定管理職員で次の各号のいずれかに該当するものの平成25年7月から平成26年3月までの間に支給されるべき給料の特別調整額の月額は、第26条第1項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

- (1) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして知事が定める職員 100

分の15

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級又は7級であるもの（知事が定める職員を除く。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして知事が定める職員 100分の10

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

平成25年6月25日提出

岩手県知事 達 増 拓 也

理由

諸般の情勢に鑑み、平成25年7月から平成26年3月までの間に於ける一般職の職員の給料月額及び管理又は監督の地位にある職員に支給されるべき給料の特
別調整額を減額しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第5号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 1～27 [略]</p> <p>28 第28条の3第1項に規定する職にある職員で次の各号のいずれかに該当するものの平成25年4月から平成26年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>附 則 1～27 [略]</p> <p>28 第28条の3第1項に規定する職にある職員で次の各号のいずれかに該当するものの平成25年4月から同年6月までの間に支給されるべき管理職手当の月額額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>29 <u>平成25年7月から平成26年3月までの間における職員の給料月額（市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第30号。以下この項において「平成18年改正給与等条例」という。）附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）は、第6条から第7条の2まで及び平成18年改正給与等条例附則第8項から第10項までの規定にかかわらず、これらの規定に基づき定められる額から、当該額に次の表の左欄に掲げる給料率及び同表の中欄に掲げる職員の区分に応じて同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第4条に規定する給与（給料を除く。）の額、第21条の3に規定する給料の調整額、第27条の2第8項に規定する勤務1時間当たりの給与額及び義務教育諸学校</u></p>

等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条に規定する教職調整額の算出の基礎となる給料月額（平成18年改正給与等条例附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）については第6条から第7条の2まで及び平成18年改正給与等条例附則第8項から第10項までの規定に基づき定められる額とし、職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については第6条から第7条の2まで（平成18年改正給与等条例附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員で、職員の退職手当に関する条例附則第26項ただし書の規定が適用されるもの）については、第6条から第7条の2まで及び平成18年改正給与等条例附則第8項から第10項までの規定に基づき定められる額とする。

給料表	職員	割合
行政職給料表	(1) その職務の級が3級以上である職員	100分の7.4
	(2) (1)に掲げる職員以外の職員	100分の4.4
教育職給料表	(1) その職務の級が4級である職員	100分の9.4
	(2) その職務の級が特2級又は3級である職員	100分の7.4
	(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員	100分の4.4
医療職給料表	(1) その職務の級が4級以上である職員	100分の7.4
	(2) (1)に掲げる職員以外の職員	100分の4.4

30 第28条の3第1項に規定する職にある職員で次の各号のいずれかに該当するものの平成25年7月から平成26年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切

り捨てた額)を減じた額とする。

(1) 教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの
のうち第29条第5項に規定する職制上の段階、職務の級等を考慮して定
められる割合が100分の20である職員 100分の15

(2) 教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの
のうち前号に掲げる職員以外の職員 100分の10

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

平成25年6月25日提出

岩手県知事 達 増 拓 也

理由

諸般の情勢に鑑み、平成25年7月から平成26年3月までの間における市町村立学校職員の給料月額及び管理又は監督の地位にある職員に支給されるべき管理職手当を減額しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第17号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与)</p> <p>第3条 この条例で給与とは、給料、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（第30条の3の規定による手当を含む。第41条の7及び第43条の2において同じ。）、超過勤務手当、休日直手当、管理職員特別勤務手当、夜勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当をいう。</p>	<p>(給与)</p> <p>第3条 この条例で給与とは、給料、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（第30条の3の規定による手当を含む。第41条の8及び第43条の2において同じ。）、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当をいう。</p> <p>(新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当)</p> <p>第41条の6 <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において読み替えて適用する災害対策基本法第32条第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員で住所又は居所を離れて県の区域に滞在することを要するものに対して支給する。</u></p> <p>2 <u>第41条の4第2項の規定は、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当について準用する。</u></p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第41条の7 [略]</p> <p>(給料の特別調整額等の支給方法)</p> <p>第41条の8 <u>給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、特勤手当、超過</u></p>
<p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第41条の6 [略]</p> <p>(給料の特別調整額等の支給方法)</p> <p>第41条の7 <u>給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、特勤手当、超過</u></p>	<p>2 <u>第41条の4第2項の規定は、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当について準用する。</u></p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第41条の7 [略]</p> <p>(給料の特別調整額等の支給方法)</p> <p>第41条の8 <u>給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、特勤手当、超過</u></p>

<p>勤務手当、休日給、宿日直手当、夜勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の支給方法に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>	<p>勤務手当、休日給、宿日直手当、夜勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、定時制通信教育手当、産業教育普及指導手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給方法に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年6月25日提出

岩手県知事 達 増 拓 也

理由

新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を新設するとともに、併せて所要の整備をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

5 条例案意見

【意見案 1】

今回の給料月額等を減額する措置につきましては、東日本大震災を契機とした国からの要請や地方交付税等の減額をはじめ、諸般の情勢に鑑み、このような特例的な措置によらざるを得なかったものと考えます。

しかしながら、本来、職員の給与は地方公務員法に定められた給与決定の諸原則に基づいて決定されるべきものであり、地方交付税等を国の政策目的達成のための手段として用いることは誠に遺憾であります。

本委員会としては、職員の士気等に及ぼす影響を憂慮するとともに、労働基本権制約の代償措置として行われる人事委員会勧告制度の趣旨とは異なるものであることから、早期に適正な運用がなされるよう望むものであります。

【意見案 2】

今回の給料月額等を減額する措置につきましては、東日本大震災を契機とした国からの要請や地方交付税等の減額をはじめ、諸般の情勢に鑑み行う特例的な措置であると考えます（思料します、理解します）。

しかしながら、本来、職員の給与は地方公務員法に定められた給与決定の諸原則に基づいて決定されるべきものであり、地方交付税等を国の政策目的達成のための手段として用いることは誠に遺憾であります。

本委員会としては、職員の士気等に及ぼす影響を憂慮するとともに、労働基本権制約の代償措置として行われる人事委員会勧告制度の趣旨とは異なるものであることから、早期に適正な運用がなされるよう望むものであります。

【意見案 3】

今回の給料月額等を減額する措置につきましては、東日本大震災を契機とした国からの要請や地方交付税等の減額をはじめ、諸般の情勢に鑑み行う特例的な措置であり、このような方法によらざるを得なかったものと考えます。

しかしながら、本来、職員の給与は地方公務員法に定められた給与決定の諸原則に基づいて決定されるべきものであり、地方交付税等を国の政策目的達成のための手段として用いることは誠に遺憾であります。

本委員会としては、職員の士気等に及ぼす影響を憂慮するとともに、労働基本権制約の代償措置として行われる人事委員会勧告制度の趣旨に反するものであることから、早期に適正な運用がなされるよう望むものであります。